検討委員会からのお知らせ

・歯科診療特別対応加算1、2及び3の算定について

紙レセプト請求をしている医療機関は請求時に摘要欄への診療時間の記載が必要となります。

例) 歯科診療特別対応加算1(初診)3日、30分

歯科診療特別対応加算1 (再診) 10 日、45 分

歯科診療特別対応加算1 (再診) 20 日、35 分

紙レセプト請求以外の医療機関は請求時のレセプト欄への記載は、診療録へ入力する時に診療時間を入力することによりこれをもって不要となります。(ベンダーにより対応がまだされていないこともありますので、算定時に診療時間の入力誘導がないような場合は各ベンダーへご確認下さい)

また、請求時のレセプトにて診療時間が1分など極端に短い時間が散見されますので入力時に 誤りのないようにご確認のほどよろしくお願い致します。

- ・完全埋伏歯 (CRT) 病名の8番において、Perico や全顎のP病名との併記病名は不可ですので ご留意ください。
- ・咀嚼能力検査と咬合圧検査の同月の併算定は不可となります。 また、口腔機能低下症の診断を目的として咀嚼能力検査を算定した月から起算して3月以内に 行う咬合圧検査は、別に算定できません。同様に、咬合圧検査を算定した月から起算して3月 以内に行う咀嚼能力検査は、別に算定できませんのでご留意ください。
- ・1日2度来院であっても歯科外来・在宅ベースアップ評価料の算定は1日につき1回限りとなりますのでご留意ください。
- ・抜歯を行った歯に対して同日に、機械的歯面清掃処置は算定できません。必ず他の歯の病名記載が必要ですのでご留意ください。
- ・新義歯の印象以降(同日も)、同部位を含む旧義歯のT. コンデは算定できませんのでご留意ください。
- ・医管算定は同日に処置等(*以下の歯科治療)を行う場合に限るとされています。処置等がなく医管算定は不可となりますのでご留意ください。また、医管を算定するにあたり SPT 算定中に包括され算定できない場合は処置内容を摘要欄に記載してください。

*以下の歯科治療

処置(外科後処置、P処、創傷処置を除く)、手術、歯冠形成、充形、修形、支台築造、支台築造印象、印象採得(全身麻酔で行うものを除く)、光学印象